申請ステータス 年度 年度回数 回/次 2025 年 1 回

----- 団体情報から転記



_____1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成28年法律 第101号)に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。 なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことに より、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件(欠格事由)について	
申請資格要件について確認しました	
(2)()	
(2)公正な事業実施について	
公正な事業実施について確認しました	
(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし	
規程類の後日提出について確認しました	
(4)情報公開について(情報公開同意書)	
情報公開について確認しました	
(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について	
兼職がないことを確認しました	

I				
個別相談の実施		7		
■申請団体に関する記載	胧			
【申請団体の名称】				
一般財団法人ふくしま百年基	金			
団体代表者 役職・氏名				
理事長 鈴木正美				
分類				
既存採択団体				
法人番号	団体コード			
6380005012022				
申請団体の住所				
福島県福島市太田町12-30	マルベリービル 3 F			
資金分配団体等としての業務を	を行う事務所の所在地が上記の6	断と違う場合		
■申請団体が行政機関から受け	けた指導、命令に対する措置のも	U R		
指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況		
該当なし	該当なし	該当なし		
最終誓約				
助成申請情報機の内容につい	\て誓 約します			
				-
部署・役職・氏名				
担当者 メールアドレス				
担当者 電話番号				
3.コンソーシ	·アム情報			
(1)コンソーシアムの有無				
コンソーシアムで申請しない	1			
コンソーシアムに関する	る誓約			
[誓約する団体の名称]	[誓約する団体の代表者氏名]	【誓約する団体の役割】	\neg	
			 育金分配団体又は活動支援団体(以下、「育金分配団体 れることとなっても、異議は一切申し立てません。	等」という)としての助成の申請を行うに際し、申請審選を実施するが
1.コンソーシアム構成団体は、幸	幹事団体を通じてコンソーシアムの	実施体制表を提出し、幹事団体が	資金分配 団体として採択された場合は、 般財団法人	日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間 にコンソー
2 本誓約書にて誓約をしたコン	ソーシアム構成団体について、申請	動締め切り後、コンソーシアム構成	団体に変 更があった場合は申請を取り下げます。	

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1) \sim (4)の事項等

(1)申請	i資格要件(欠格事由)につ	いて		
(2)公司	な事業実施について			
(3)規程	類の後日提出について(※	通常枠のみ該当)		
(4)情報	公開について(情報公開同	音書)	_	
(7)1941	CAMIC SV.C (INTEXAMIN	AUX == 7		
(5)JAN	PIA役員及び審査員との兼規	畿関係の有無につい	NC	

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「Ⅱ.事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体							
寳金分配団体 事業名(主) 被災から15年・・・ 福島の今とこれからをつなぐ民間の力							
	事業名 (副)	〜地域の再構築と希望の芽を支える新たな支援の形〜					
	団体名	一般財団法人ふくしま百年基金 コンソーシアムの有無 なし					
事業の種類1 ①草の根活動支援事業							
事業の種類2 ①-2地域ブロック							
事業の種類3		東北ブロック(青森、岩手、宮城	戊、秋田、山形、福島)				
事業の種類4							

優先的に解決すべき社会の諸課題

後元	別に	特次すべさ 社会の 諸 謀題										
領域	/分	野										
	(1)	1) 子ども及び若者の支援に係る活動										
		① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援										
		② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援										
		③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援										
		③ その他										
0	(2) E	3常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動										
		④ 働くことが困難な人への支援										
	0	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援										
	0	⑥女性の経済的自立への支援										
		③ その他										
0	(3)均	b域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動										
	0	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援										
	0	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援										
		③ その他										
	そ	の他の解決すべき社会の課題										

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
_5.ジェンダー平等を実現し	5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあ	本件事業が対応する社会課題の中で被災地福島に於ける若年女性の県外流出問題を提示したが、その
よう	らゆる形態の差別を撤廃する。	要因として震災に関連する事項以外にも、地方に存在する家族制度の伝統的な考え方、女性へのアン
		コンシャスバイアス等の影響も考えるべきである。又、その解明、対策案の提示は本件事業の主要
		テーマの一つとなっている。
	5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、	上記と関連するが、地域の女性に対する無意識の思い込み(アンコンシャスパイアス)、及び、それ
よう	並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担	を増長する外部環境の改善、回復は本件事業が目指す方向性と一致している。
	を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価す	
	3.	
8.働きがいも経済成長も	8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置	本件事業で支援の対象となる被災地の住民、被災者は、震災前に居住していた地域よりの避難を余儀
	くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーション	なくされ、それまでの家族生活、社会生活、地域コミュニティ等の周辺環境のみならず、自身の職
	を通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	業、生業など生活の基盤の全てを失う事態に突然直面せざるを得なかった。地域の復旧、復興が進む
		中で当時の生活、環境に完全に戻る事は出来ないとしても、日常生活の安定は取り戻すべきである。

	_11.住み続けられるまちづく	11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含	本件事業実施により目指す最終的なゴールは被災地に生活する住民(帰還者、移住者、元住民など)
	りを	め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共ス	が新たな環境の元、地元で安定した生活を取り戻すことにあり、SDGsの本件項目、テーマとも合致す
		ペースへの普遍的アクセスを提供する。	ると思われる。
ŀ			

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的 215/200字

2011年に発災した東日本大震災の地震と津波、福島第一原発事故の複合災害により、福島県内は心身共にとてつもなく大きな被災体験をした。県外からの様々な支援を受けるなかで福島県内に拠点をおき、県内外の助成資金仲介など福島県域で活動する民間団体を資金面で支援するコミュニティ財団として2018年4月に設立。県内の課題についての理解を深め、同時に県内外の資源を地域内に積極活用することを通じて地域の課題解決と百年続く福島の反映の礎を築く。

(2)団体の概要・活動・業務 211/200字

地域の課題解決のための資金調達、資金提供+ノウハウ提供等を実施する市民からの寄付によって設立されたコミュニティ財団として、東北では2番目に設立。設立からまだ間もない2019年 「令和元年東日本台風」において被災をした地域への支援助成実施を皮切りに、休眠預金制度を活用したコロナ枠(20年度)、通常枠(20年、22年度)を活用して福島県内のコロナ対策、並 びにメンタルヘルスの改善事業、最近では女性の活躍を支援する事業を展開中。

Ⅱ.事業概要			国外活動の)有無	-	資金提供契約締結日 採択後の契約時に用いる欄です			
実施時期	(開始)	2026.4.1	(終了)	2028.3.31	対象地域	福島県		本事業における、不動産(土地・建物)購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入(建物新 築含む)は原則できません。自己資金等で購入する場合は 認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	
直接的対象グループ	地域の被災	慶災の被災者、特 災者(帰還者、避 困難を抱えてい	難中の元住				(人数)	実行団体当たり年間10名〜15名程度、8団体合計年間80〜120名程度、2年間合計160名〜240名程度を想定	
最終受益者	震災の被害	皆の家族、周辺の 害を直接、間接的 いる方々を想定。					(人数)	上記の想定人数の数倍程度(700〜800名程度)を想定	

事業概要

- ・この事業では、東日本大震災発生15年を契機に被災地ふくしまの現状を再認識する機会を設け、従来の被災地、被災者支援活動の総括、振返りをすると共に、現在の社会課題、特に福島特有の問題を民間団体活動の視点より再確認する。それを基に、今後の効果的な支援活動の方向性を見出し、活動の強化、継続に繋げる地域発のムープメントを起こす。
- ・具体策として、震災時全住民避難となった双葉郡及び周辺12市町村エリアを中心に、被災地の住民に有意義な支援活動を実施、継続、企画する民間団体の事業を助成対象として採択し、資金助成、伴走支援を通じて今後の更なる活動強化を後押しする。
- ・各助成団体には県内の現状、問題点の検討、課題の共有の為、活動中に実施される専門家による請演、研修会への参加、及び終了時に合同開催する事業報告会で成果報告と今後必要となる支援活動について各々の提言を求める。
- ・資金分配団体は、事業期間中に民間団体、自治体、地元企業、住民等への調査活動を通して、地域の現状、問題点などを抽出する報告書を作成し上記事業報告会で発表する。本調査活動には、立上げより地域の専門家、大学研究者が外部評価者として参加、当団体と連携して活動する。
- ・上記一連の活動より、被災地ふくしまの現状、課題を活動報告として、県内の企業、団体、又、昨今関心が薄れつつある県外向けに公表し、今後15年を見据えた支援の継続への支持、連携を求める。尚、事業予算規模、早急に対外的な提言を発信すべく考慮し、事業期間は2年(準備期間含め2.5年)に設定した。

656/600字

Ⅲ.事業の背景・課題

(1)社会課題 973/1000字

- ・東日本大震災発生より間もなく15年になるが、福島県の被災地に於いては、同じ被災3県の岩手県、宮城県と比較し、圧倒的に復興が遅れており、今も課題が山積している。原発事故処理の 問題としては福島第1原発の廃炉問題、処理水の海洋放出と風評被害対策、汚染土壌の再利用問題、中間貯蔵施設移設問題、放置農地の再生などは今後何十年にも渡り解決が模索される。
- ・住民レベルでも震災当時全住民避難を余儀なくされた双葉郡、周辺12市町村を中心に現在でも約2万5千人の住民が県内・県外避難を強いられている状況を考えると、被災地の復旧も復興も 道半ばと言わざるを得ない。又、同地域では住民登録人口と実質居住者数の乖離が大きく、復興拠点以外の地域の除染、道路等アクセスの整備に加え、学校、病院、住居、商店等のインフラの 整備が今後の移住者、帰還者の決断を左右すると考えられる。
- ・又、昨今県内では若年女性の県外流出(21年、22年統計で全国ワースト)が将来的な人口減少予測と重なり大きな懸念事項となっており、その原因解明、対策が急がれる状況となっている。(震災影響以外にも、就学・就職先不足、産院空白地域・遠方出産問題、女性に対するアンコンシャスパイアスの影響等複数要因が考えられる。)
- ・一方、東日本大震災と東京電力福島第1原発事故からの復興を国が支援する「第2期復興・創生期間」(5年間)は本年度で終了、岩手県、宮城県への支援は一段落すると報道されており、福島の被災地への第3期以降の支援体制の変化の有無、地元負担の増加の懸念など地元の懸念、不安は非常に大きい。
- ・国政レベルでは、被災地の内、特に被害が大きかった地域に大型研究施設等(福島国際研究教育機構F-REI、ロボットテストフィールド等)の移設を通じ、将来的には同地域を宇宙、ロボット、水素燃料、先端技術の集積地にする構想が進んでおり、地域の今後の発展が期待され、新たな関係人口、住民の転入、移住も進むと思われる。
- ・今後被災地の環境も激変して行く状況だが、それ故に、元住民、帰還者、新規移住者等背景も世代も異なる新しい住民同士のコミュニケーション、共存がより一層求められる。又、未だ行政の手が届かない住民向けサービス、支援、喪失したコミュニティ再生に対する市民団体の新たな活動への期待が益々大きくなると思われる。

(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況

313/200字

被災者支援の面では、県内避難中の被災者に対して避難元の社協が見守り支援を実施しているが、社協同士の情報共有、連携支援の為、いわき市、郡山市に「社協連携避難者支援センター」が 設立、本年更に福島市、南相馬市にも拠点設立予定。又、各自治体は元住民の帰還を促す為に生活インフラの整備(教育、医療、商業施設)を進めると共に、首都圏よりの移住者への移住補助 を実施している。一方、大熊、双葉の避難者対象仮設住宅の無償提供は26年3月末で終了、又、復興公営住宅の入居条件の緩和、家賃補助の打切り、異なる背景の住民間の分断など新たな問題 も生じて来ている。全体的な復興の遅れも伴い、被災地の住民コミュニティの再生には更なる時間を要する状況にある。

(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況

187/200字

20年通常枠、22年通常枠案件に於いて、被災者支援活動を実施する実行団体の事業を支援した他、22年~25年に単年度事業として各年実施中の当団体SDGs基金、「ふくしまの未来と女性応援ファンド」に於いて、被災地女性のネットワーク構築活動、シングルマザー支援、シェルター事業、妊産婦相談支援等、女性と子どもを支援する事業を実施、展開する民間団体を延べ20数団体支援して来ている。

(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義

294/200字

2018年の設立以来当財団は、様々な形で、ふくしま復興支援、被災者支援に関わって来たが、上記の「第2期復興・創生期間」の終了を捉え、従来の復興支援活動を市民団体レベルで一旦振返り、問題点等を認識した上で今後の支援活動の継続、強化に繋げる事が急務、且つ、重要と考えている。大規模災害発生後の被災地、被災者支援事業として休眠預金資金の活用は地元にとっても大変有難く、意義の大きい事業である。又今までの民間団体活動の成果が一般に十分認知されていない状況もあり、本件事業では従来の評価活動に加え、成果報告会の開催、対外発信強化の為の広報強化も目指しており、休眠預金資金活用の柔軟性は効果的である。

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム

東日本大震災で大きく損なわれた地域社会の再構築が着実に進み、異なる背景、年代、性別の新旧住民同志の交流、ネットワークを通じて新しい環境の中で地域の人々がそれぞれの生活基盤を ベースに安定した日常生活を地元で営むことが出来ている。被災地域では帰還者、移住者、避難者の分断の問題は解消され、震災で失われた地域コミュニティの再生が新しい形で進んでいる。

(2)-1 短期アウトカム(資金支援)※資金分配団体100字	モニタリング	指標 100字	初期值/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
①福島県に於いて復興支援、地域課題に取り組む8x実		助成事業を通して問題を抱える被災者、住民に	新規案件の場合:十分な調査が		実際のケースをベースに課題の
行団体の活動が精力的に展開され、その成果の可視化、		アウトリーチし課題、対策を講じる事が出来る	なされておらず実態が把握され		把握と対策を講じ、成果を評価
評価が進行する			ていない状況		する
			継続案件の場合:事業の実績を		
			ベースに改善点、目的を明らか		
			にする		
②本件事業で実施される地域の状況、課題分析の調査が		助成事業を通して地域課題への理解度、向き合	民間団体ベースで実施された地		事業開始と終了時を比較して事
進行し、現在の問題点、今後の課題が実行団体と共有さ			域の現在地、課題分析に対する		業実施の方針、やり方に変化が
れ、実行団体の活動の精度が更に向上する		TO THE TOTAL PROPERTY OF THE PARTY OF THE PA	纏まった調査結果はない状況		現れ、より成果が上がる
					2011
③本件事業の終盤で実施される合同事業報告会で、8 x		助成事業の内容、成果が正しく評価、公表さ	民間団体ベースで、ふくしま復		事業実施中、及び、終了時に於
実行団体の活動の成果と今後の活動の指針が公表され、			興の現在地、課題等の発信が不		いて広報、対外発信強化により
県内、県外の関係者の「ふくしま」支援への共感、連携		TWO DINGS THE TRANSPORT OF THE PROPERTY OF THE	十分で周囲の共感、理解を得る		適切な情報が周囲に共有される
が強まる			に至っていない状況		Z 33 G IR IX 3 AS MITTON IS TO THE

(2)-2 短期アウトカム(非資金的支援)※資金分配1100字 モニタ	ング 指標 1005	初期值/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
①福島県に於いて復興支援、地域課題に取り組む8x実	実行団体向けの研修、勉強会の実施回数、実施	実行団体向けのスケジュール化		当初のスケジュールに準じた研
行団体の活動が、地域課題の深堀り、専門家のアドバイ	後のアンケート評価など	された研修、勉強会実施は少な		修、勉強会の実施、及び、参加
スにより、より効果的な洗練されたものになる		い		者のアンケート評価など
②福島県に於いて復興支援・地域課題に取り組むNPO等	助成事業と並行して実施される資金分配団体と	資金分配団体による現地調査の		調査結果の公表と、それに基づ
民間非営利団体が見守り、アウトリーチすべき被災者、	専門家による現地調査の回数、調査結果など	実施、結果報告の事例はない		く今後の復興支援の方法、あり
避難者、住民の抱える問題、構図が明らかになる				方を提言する
③福島県に於いて復興支援・地域課題に取り組むNPO等	福島県のNPO等民間非営利団体の連携の回数、	実行団体同士で付き合いはある		実行団体8x団体、及び、その
民間非営利団体の連携、ネットワーク化が進み、支援活	内容、成果等	が、同じテーマに向けての連		他民間非営利団体との連携、
動の継続、強化が図られる		携、ネットワーク化の事例は少		ネットワーク化が進行する
		ない		

(3)-1 活動:資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
事業活動 0 年目:本件事業開始の準備団体として、公募要領の作成、公募スケジュール策定、公募開始手続きを進める。公募開始後は、合同説明会、個別相談会を開催し、申請予定者側	2025年10月~2026年3月	196/200字
の本件事業への理解度を高める。審査段階では基本的に全申請団体とヒアリングを実施し、申請事業について深堀りした後に審査補足資料として審査員に事前に配布、検討を依頼する。		
最終的には8団体を採択し、早期の契約締結、事業開始を目指す。		
事業活動1年目:実行団体毎の被災者支援活動の開始。(実行団体の継続事業の場合は4月より開始、新規事業の場合は資金分配団体側と方針すり合わせの上、早期の事業開始を目指	2026年4月~2027年3月	129/200字
す。)事業開始後は、資金分配団体との月次MTGに於いて、事業推進状況の確認、見直しを実施する。		
事業活動2年目:実行団体毎の被災者支援活動の継続、完了。資金分配団体との月次MTGに於いて、事業進捗状況の確認、終了の取り纏めを実施する。	2027年4月~2028年3月	69/200字
事業完了時:被災者支援活動の終了に際して、今後の支援活動の継続を前提に支援活動の方針、方策を新たに設定すると共に、活動資金、組織強化の方策について一定の方針を策定す	2028年3月予定	84/200字
ప .		
		1

問題を共有し、その後の助成活動に繋げる。 事業活動1年目:事前評価や月次MTG等の通常の伴走支援に加え、支援拡充の一環として企画、実施する研修、勉強会を通して各団体の事業の方向性の確認、支援を実行する。又、地域 課題の深堀り、対策等を関係者で共有し、共に考える機会を通して、団体同士の交流、ネットワークの構築に努める。事業年度1年目の終了時には、合同事業報告会を開催し、実行団体よりの事業報告、課題提示に加え、資金分配団体の現地調査の結果をベースに、2年目の事業の推進方法、改善の有無について確認する機会を設ける。 事業活動2年目:実行団体の中間評価、事後評価作成の支援、進捗状況に応じた計画の修正等に対応すると共に、1年目でも実施された研修、勉強会も継続し、質の高い助成事業の継続、 仕上げを目指す。事業終了時に開催する合同事業報告会に於いては、2年の活動実績を振返り、各団体の事業の評価を行うと共に、今後の支援事業の方向性についても纏め上げ、対外的に 公表し、県内、県外の企業、組織、住民よりの支援の継続を求める。	(3)-2 活動:組織基盤強化·環境整備:非資金的支援	時期	
問題を共有し、その後の助成活動に繋げる。 事業活動1年目:事前評価や月次MTG等の通常の伴走支援に加え、支援拡充の一環として企画、実施する研修、勉強会を通して各団体の事業の方向性の確認、支援を実行する。又、地域 課題の深堀り、対策等を関係者で共有し、共に考える機会を通して、団体同士の交流、ネットワークの構築に努める。事業年度1年目の終了時には、合同事業報告会を開催し、実行団体よ りの事業報告、課題提示に加え、資金分配団体の現地調査の結果をベースに、2年目の事業の推進方法、改善の有無について確認する機会を設ける。 事業活動2年目:実行団体の中間評価、事後評価作成の支援、進捗状況に応じた計画の修正等に対応すると共に、1年目でも実施された研修、勉強会も継続し、質の高い助成事業の継続、 仕上げを目指す。事業終了時に開催する合同事業報告会に於いては、2年の活動実績を振返り、各団体の事業の評価を行うと共に、今後の支援事業の方向性についても纏め上げ、対外的に 公表し、県内、県外の企業、組織、住民よりの支援の継続を求める。	事業活動0年目:本年公募後の合同説明会、個別相談会に於いて各実行団体には本件事業の趣旨、狙いについて十分理解して貰い、効果的な質の高い活動の実施に繋げる。又、採択後に実	2025年10月~2026年3月、或いは、4月まで	187/200字
事業活動1年目:事前評価や月次MTG等の通常の伴走支援に加え、支援拡充の一環として企画、実施する研修、勉強会を通して各団体の事業の方向性の確認、支援を実行する。又、地域 課題の深堀り、対策等を関係者で共有し、共に考える機会を通して、団体同士の交流、ネットワークの構築に努める。事業年度1年目の終了時には、合同事業報告会を開催し、実行団体よりの事業報告、課題提示に加え、資金分配団体の現地調査の結果をベースに、2年目の事業の推進方法、改善の有無について確認する機会を設ける。 事業活動2年目:実行団体の中間評価、事後評価作成の支援、進捗状況に応じた計画の修正等に対応すると共に、1年目でも実施された研修、勉強会も継続し、質の高い助成事業の継続、仕上げを目指す。事業終了時に開催する合同事業報告会に於いては、2年の活動実績を振返り、各団体の事業の評価を行うと共に、今後の支援事業の方向性についても纏め上げ、対外的に公表し、県内、県外の企業、組織、住民よりの支援の継続を求める。	施される合同オリエンテーションでは専門家を招いた事業説明、交流、研修の機会を兼ねたオリエンテーションを実施し、団体としての見識を高めると共に、専門家による地域の課題、		
課題の深堀り、対策等を関係者で共有し、共に考える機会を通して、団体同士の交流、ネットワークの構築に努める。事業年度1年目の終了時には、合同事業報告会を開催し、実行団体よ りの事業報告、課題提示に加え、資金分配団体の現地調査の結果をベースに、2年目の事業の推進方法、改善の有無について確認する機会を設ける。 事業活動2年目:実行団体の中間評価、事後評価作成の支援、進捗状況に応じた計画の修正等に対応すると共に、1年目でも実施された研修、勉強会も継続し、質の高い助成事業の継続、 仕上げを目指す。事業終了時に開催する合同事業報告会に於いては、2年の活動実績を振返り、各団体の事業の評価を行うと共に、今後の支援事業の方向性についても纏め上げ、対外的に 公表し、県内、県外の企業、組織、住民よりの支援の継続を求める。	問題を共有し、その後の助成活動に繋げる。		
りの事業報告、課題提示に加え、資金分配団体の現地調査の結果をベースに、2年目の事業の推進方法、改善の有無について確認する機会を設ける。 事業活動2年目:実行団体の中間評価、事後評価作成の支援、進捗状況に応じた計画の修正等に対応すると共に、1年目でも実施された研修、勉強会も継続し、質の高い助成事業の継続、 仕上げを目指す。事業終了時に開催する合同事業報告会に於いては、2年の活動実績を振返り、各団体の事業の評価を行うと共に、今後の支援事業の方向性についても纏め上げ、対外的に 公表し、県内、県外の企業、組織、住民よりの支援の継続を求める。 199/200字	事業活動1年目:事前評価や月次MTG等の通常の伴走支援に加え、支援拡充の一環として企画、実施する研修、勉強会を通して各団体の事業の方向性の確認、支援を実行する。又、地域	2026年4月~2027年3月、	235/200字
事業活動2年目:実行団体の中間評価、事後評価作成の支援、進捗状況に応じた計画の修正等に対応すると共に、1年目でも実施された研修、勉強会も継続し、質の高い助成事業の継続、 仕上げを目指す。事業終了時に開催する合同事業報告会に於いては、2年の活動実績を振返り、各団体の事業の評価を行うと共に、今後の支援事業の方向性についても纏め上げ、対外的に 公表し、県内、県外の企業、組織、住民よりの支援の継続を求める。	課題の深堀り、対策等を関係者で共有し、共に考える機会を通して、団体同士の交流、ネットワークの構築に努める。事業年度1年目の終了時には、合同事業報告会を開催し、実行団体よ	合同事業報告会(1回目)開催は2027年第4四半期予定	
仕上げを目指す。事業終了時に開催する合同事業報告会に於いては、2年の活動実績を振返り、各団体の事業の評価を行うと共に、今後の支援事業の方向性についても纏め上げ、対外的に 公表し、県内、県外の企業、組織、住民よりの支援の継続を求める。	りの事業報告、課題提示に加え、資金分配団体の現地調査の結果をベースに、2年目の事業の推進方法、改善の有無について確認する機会を設ける。		
公表し、県内、県外の企業、組織、住民よりの支援の継続を求める。	- 事業活動2年目:実行団体の中間評価、事後評価作成の支援、進捗状況に応じた計画の修正等に対応すると共に、1年目でも実施された研修、勉強会も継続し、質の高い助成事業の継続、	2027年4月~2028年3月、	199/200字
	仕上げを目指す。事業終了時に開催する合同事業報告会に於いては、2年の活動実績を振返り、各団体の事業の評価を行うと共に、今後の支援事業の方向性についても纏め上げ、対外的に	合同事業報告会(2回目)開催は2028年第4四半期予定	
	公表し、県内、県外の企業、組織、住民よりの支援の継続を求める。		
事業完了時:本件助成事業の取り纏め、今後の提言等を資金分配団体側で成果報告書として作成し、関係者に配布すると共に、各実行団体の今後の事業支援のツールとして活用出来る様 2028年3月~4月予定 161/200字	事業完了時:本件助成事業の取り纏め、今後の提言等を資金分配団体側で成果報告書として作成し、関係者に配布すると共に、各実行団体の今後の事業支援のツールとして活用出来る様	2028年3月~4月予定	161/200字
にする。又、資金分配団体側の広報活動強化の一環として、団体側よりの発信力を高めるために団体HPを改良し、各団体への一般寄付を募る様な機能を有するものにする。	にする。又、資金分配団体側の広報活動強化の一環として、団体側よりの発信力を高めるために団体HPを改良し、各団体への一般寄付を募る様な機能を有するものにする。		

V.広報戦略および連携・対話戦略

V. 仏状状やりなり 注防	V3 HH 4W.H	
	既に関係する法人、団体、組織のリストアップ、特に関係する領域で事業展開をしている団体とは一部申請前のヒアリングも実施済みの為、それ	
	らの団体へは有力候補先として個別に公募情報を広報する。その他、過去の助成先、中間支援組織、当財団ウェブサイト、SNS、地元メディア等	
	へ広報をする。中間支援組織よりはその参画団体、ネットワーク経由、県内の有力団体向けに広報される。その他、本事業の公募にむけた広報だ	
広報戦略	けでなく、この事業を福島県内において展開をするという点を行政や関係機関に広く情報を発信して行く。又、当団体の広報、発信力強化の為、	286/200字
	本件事業実施中に団体HPの刷新、改良も視野にある。	
	本件テーマについては、関係団体、地元の専門家、大学関係者と既に意見交換を実施しており、その中より大学関係者には資金分配団体が実施す	
	る県内の社会課題調査活動に最初より参加して貰う予定である。その他、被災地、被災者支援活動を実施しているNPO等の団体、その他企業等と	
連携・対話戦略	のコンタクト、協議を通して、本件事業への理解、支援を得たいと考えている。将来的には協働して地域社会、喪失したコミュニティの再生に係	259/200字
AE175 A1 H1+A-11	る活動、事業の展開も図れる様な関係構築を目指したい。そのためには行政、自治体関係者との協力関係構築も積極的に目指して行きたい。	233/2007

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

	当財団は福島に設立された県域事業のみを取り扱うコミュニティ財団である。3.11や原発事故の影響は、何十年もかかると言われる廃炉が終わってなお、途中経過といえるかどうかの非常に大きい課題である。これらハードの問題が人々の意識、日々の生活にも影響を及ぼしている。他方で、人口減少問題、特に若年女性の県外流出の問題等、因果関係として3.11由来のみとは言いきれない地域課題もあり、本申請のように複合的かつ多角的な視座、専門家の調査、分析も含めて現状をとらえることで問題の構造がより明確に見えて来ると思われる。被災地ふくしまの復興、地域コミュニティの再生の問題は非常に複雑な要因を有するため、休眠預金資金を呼び水に、当財団としては将来的には地元企業、組織の資金援助、自己資金調達を通じて、事業の継続を積極的に図っていきたい。	358/400字
	震災発生直後より多くの非営利民間団体が被災地、被災者支援活動に従事して来ているが、優れた活動を展開する民間団体が十分な資金を有する事例は稀である。逆に多くの団体は被災地支援活動を実施、継続する為の資金調達、人材確保に苦慮して日常の支援活動に制限をかけざるを得ない状況がある。そうした環境を考慮すると、金額規模が大きく、人件費等への充当も可能な休眠預金活用事業は非常に大きな意味を持つ。今回事業に於いては、今後の支援活動の方針、指針を見出す事も大きなテーマだが、実行団体向けの研修、セミナーを通して、団体自らの組織力向上、組織基盤強化、地域の団体のネットワーク構築等も視野に入れている。これらの活動を通して、本事業終了後にどう言う形で支援活動を継続、強化するかも共に検討、考える場を提供して行きたい。	349/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果 518/800字

財団設立後、台風19号の支援事業に携わり、その後本格的な助成事業として2020年休眠預金・コロナ緊急支援事業採択(総額2493万円を8実行団体へ助成)、2020年休眠預金・通常枠 支援事業採択(3カ年で総額8019万円を4実行団体へ助成)、2022年度休眠預金・通常枠 支援事業採択(3か年で総額約1.2億円を7実行団体へ助成予定)、又、2022年より毎年度コープみらいの寄付金により「ふくしまの未来と女性応援ファンド」を運営(過去3年間総額1412万円を累計17団体へ助成)し、福島県内の女性が直面している状況へ50万円~100万円程度の助成を継続中である。又、昨年NPO法人ジャパン・プラットフォームとの連携事業(「ふくしまともつく基金」)を立上げ、県内で活動する4団体の事業を助成(単年度総額700万円)すると共に、地域よりの情報発信を図り、支援の輪の継続、拡大を目指す事業を実施した。当財団は、2018年4月、一般社団法人ふくしま連携復興センターを設立母体とし発足、設立から7年で総額約2.5億円、累計40団体への助成を行い、POに掛かる人材育成の体制があることで、組織として助成事業に新たに関わるスタッフが経験値を上げている。

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等

507/800字

本件事業の企画に際しては、過去の助成先への間取り、並びに、地域の研修会、セミナー等を通して面識のある地元の研究者、大学関係者との意見交換等を実施して来ている。又、助成事業を企画、実施する上で、各実行団体、関係組織との面談、事業進捗を確認する月次ミーティング等実際の間取りの機会に各団体、組織が感じる現在の地域の問題、課題について深堀し、意見交換を実施する様に心がけている。尚、震災発生より15年になり、特別のイベント、事案を除いて福島の被災地の状況、復興の現状については、全国レベルでの話題、報道にはなり難い状況だが、福島のテレビ、ラジオ等のマスコミ、特に地方紙はかなり詳細な情報を発信している為、出来るだけ、それらの情報は日常的に確認し、重要なものは別途ファイル、記録を残す等している。又、対外的な会議、特に、県内の中間支援団体、及び、公的金融機関が定期的に開催する各々の情報交換会、セミナーにも参加し、出来るだけ問題意識を共有する様に努めている。昨今は地元の大学関係者と地域復興、人口減少問題、自治型社会への展望などについて定期的に意見交換する場を設けるなど当団体関係者の見識を広げる機会も積極的に求めている。

Ⅷ.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	8団体	
(2)実行団体のイメージ	福島県内で被災者支援事業を経験、展開、企画するNPO等民間非営利団体、且つ、本件助成案件のテーマに合致する双葉郡及び周辺12市町村を対象に現在迄の支援活動を振返り、今後の支援活動の方針を他の実行団体、資金分配団体及び、専門家、外部評価者と協働して検討、策定する意欲のある団体。活動分野としては被災者の生活支援、居場所の提供、各種相談対応の従来の支援活動に加えて、地域のコミュニティの再生、ネットワークの構築、交流人口の創出等今後の支援活動に貢献すると思われる団体の参加も期待する。	240/200字
(3)1実行団体当り助成金額	事業期間2年、1団体当たり1600万円(800万円/年)を想定	32/200字
(4)安件発掘の工土	当財団の過去の助成先(約50団体程度)、申請されたが不採択となった団体の内有望と思われる相手先、本件事業に関係する団体として既にヒアリング等を実施 した団体、組織には直接、及び、県内でNPO支援を展開する中間支援団体の既存ネットワークを経由して、本助成事業を広く広報し、申請を公募する。公開後、 合同説明会、個別相談会を開催し、本件事業の趣旨、事業の骨格を十分理解して貰う方針。	187/200字

IX.事業実施体制												
	専任POを	2名配	置し、経験を有っ	する理事を「	中心に	実施体制を構築して、事業を推進	する。対象助成事業に応じて専門家による外部委員会を設置し助成事業の実	185/3005				
(1)事業実施体制(人数、マ	施、知見の	り補完	(弊財団としての	0能力向上)	を図]る。また、評価においては担当P	Oを中心としながら、外部評価者から必要な支援を受ける。					
ネジメント体制、経理体制、	事業統括理	統括理事:蛭川靖弘 副理事長、及び、本件助成事業ディレクション:奥山有二 専務理事兼事務局長										
PO体制)、メンバー構成お												
よび各メンバーの役割・スキ												
ル等												
(-)	人数		内	訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載					
(2)本事業のプログラム・オ			新規採用人数			予定なし(左記メンバーは全員						
フィサーの配置予定	2		(予定も含む)	1	名	本事業専従予定)						
※資金分配団体用	2		777 - D.O. I. W.			予定なし(左記メンバーは全員						
X.其並刀即四		名	既存PO人数	1	名	本事業専従予定)						
	助成決定に	こあた	っては、利益相原	反を回避す.	る観点	(から、弊財団の規定類の順守、理事を表す)	里事長以下執行役員会による相互確認、並びに監事による確認を随時はかる。コ	98/200字				
(3)ガバナンス・	ンプライフ	アンス	委員会への報告、	情報開示	等も通	題時行う。						
コンプライアンス体制												
(4)コンソーシアム利用有無	なし											

資金計画書

バージョン (契約締結・更新回数)

			<u> </u>	
申請団体/事業種別		資金分配団体	2025年度通常枠	
事業期間		2026/4/1 ~	2028/03/31	
資金分配団体	事業名	被災から15年・・・福島の今と	これからをつなぐ民間の力	
貝並刀能凹体	団体名	一般財団法人ふくしま百年基金		

		助成金
事業	发 费	150,172,000
	実行団体への助成	128,000,000
	管理的経費	22,172,000
プロ	1グラムオフィサー関連経費	15,972,000
評価	西関連経費	11,810,000
	資金分配団体用	5,410,000
	実行団体用	6,400,000
合計	†	177,954,000

1

1. 事業費 [円]

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)		0	75,186,000	74,986,000	0	150,172,000
	実行団体への助成		64,000,000	64,000,000		128,000,000
	-					
	管理的経費	0	11,186,000	10,986,000	0	22,172,000

2. プログラム・オフィサー関連経費

[円]

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
7	プログラム・オフィサー関連経費 (B)	0	7,986,000	7,986,000	0	15,972,000
	プログラム・オフィサー人件費等	0	4,968,000	4,968,000	0	9,936,000
	その他経費	0	3,018,000	3,018,000	0	6,036,000

3. 評価関連経費

[円]

[円]

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評值	m関連経費 (C)	0	5,905,000	5,905,000	0	11,810,000
	資金分配団体用	0	2,705,000	2,705,000	0	5,410,000
	実行団体用		3,200,000	3,200,000		6,400,000

4. 合計

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)	0	89,077,000	88,877,000	0	177,954,000

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金	助成金による補助率
	合計 (D)	(A/(A+D))
助成期間合計	6,000,000	96.2%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

日し真正、民間真正がりの大田子に作って、間廷子に根、間廷乃広、間廷唯反寺を記載してくたとい。				
年度	予定額[円]	調達方法	調達確度	説明(調達元、使途等)
2026年度	3,000,000	一般寄付	D:計画段階	使途未定(管理的経費不足分など)
2027年度	3,000,000	一般寄付	D:計画段階	同上

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般財団法人 資金分配団体/活動支援団体			
団体名		一般財団法人ふくしま百年基金	一般財団法人ふくしま百年基金		
郵便番号		960-8068	960-8068		
都道府県		福島県			
市区町村		福島市太田町	福島市太田町		
番地等		12-30 マルベリービル3F			
電話番号		024-573-2640			
	団体WEBサイト	http://cf-fukushima.org			
WEBサイト(URL) その他のWEBサイト (SNS等)					
設立年月日		2018/04/11			
法人格取得年月日		2028/04/11			

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	スズキマサミ
	氏名	鈴木 正美
	役職	理事長
	フリガナ	
代表者(2)	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]			9
	理事・取締役数[人]		5
評議員 [人]		[人]	3
	監事/監査役・会計参与数 [人]		1
		上記監事等のうち、公認会計士または税理士数[人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数[人]		員数[人]	2
常勤職員・従業員数[人]		職員・従業員数[人]	2
		有給 [人]	2
		無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数[人]		加職員・従業員数[人]	0
		有給 [人]	0
		無給 [人]	0
事務局体制の備考		の備考	経理担当職員1名5月末退職の為、現在後任担当者募集中

(5)会員

団体会員数 [団体数]		0
	団体正会員 [団体数]	
	団体その他会員 [団体数]	
個人名	会員・ボランティア数	0
	ボランティア人数(前年度実績) [人]	
	個人正会員 [人]	
	個人その他会員 [人]	

(6)資金管理体制

決済責任者、	経理担当者・通帳管理者が異なること		-	
決済責任者	氏名/勤務形態			
通帳管理者	氏名/勤務形態			
経理担当者	氏名/勤務形態			

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価(非営利組織評価センター 等)を受けてますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	20
申請前年度の助成総額 [円]	62,525,890
助成した事業の実績内容	2022-2024年_ふくしまの未来と女性応援ファンド_第1期~第3期、休眠預金20年緊急枠_福島の子ども・若者をコロナ禍から守る、休眠預金20年通常枠_福島県における被災者の心の健康とコミニティを守る、休眠預金22年通常枠_女性の孤独・孤立を回避・回復する地域のつながりを増やす福島プロジェクトなど

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
----------------------	----

助成を受けた事業の実績内容

- ・福島県ふるさと絆維持・再生支援事業(2018年・2019年)
- ・立正佼成会_食平和基金・福島復興・被災者支援事業(2019年)

(12))休眠預金事業の採択実績または申請中・申請予定

	対	*象	申請	左記で実行団体・支援対象団体とし 場合	て申請中・申請予定又は採択された
番号	年度	年度事業種別・状況		申請中・申請予定又は採択された 資金分配団体又は活動支援団体名	申請中・申請予定又は採択された 事業名
1	2020年度	コロナ等対応支援枠	資金分配団体に採択	一般財団法人ふくしま百年基金	福島の子ども・若者をコロナ禍か ら守る
2	2020年度	通常枠	資金分配団体に採択	一般財団法人ふくしま百年基金	福島県における被災者の心の健康 とコミュニティを守る
3	2022年度	通常枠	資金分配団体に採択	一般財団法人ふくしま百年基金	女性の孤独・孤立を回避・回復する地域のつながりを増やす福島プロジェクト
3					
3					
3					
3					
3					
3					
3					
3					
3					
3					

. タムルはのう パルボカ佐ボマナ「のう 佐元て……ない思り佐元で、のう 温む パカハム ごかなた もない ナナナ

※異色でかは記入が必	*女な面がです。「記八面がデエツン」懶と面がで、記八爛4tがないがご唯能をお願いしよす。
事業名:	被災から15年・・・ 福島の今とこれからをつなぐ民間の力
団体名:	一般財団法人ふくしま百年基金
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「配入例」に倣って該当箇所を配載してください。 <u>過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。</u>

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
		記入完了	記入完了	記入完了
規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規 程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
 ● 社員総会・評議員会の運営に関する規程 	性來	•		. *****
(1)開催時期·頻度		公募申請時に提出	評議員会運営規則	第3条
(2)招集権者	-	公募申請時に提出	評議員会運営規則	第5条
(3)招集理由		公募申請時に提出	評議員会運営規則	第10条
(4)招集手続		公募申請時に提出	評議員会運営規則	第4.5.6条
(5)決議事項	·評議員会規則	公募申請時に提出	評議員会運営規則	第10条
(6)決議(過半数か3分の2か)	·定款	公募申請時に提出	評議員会運営規則	第11条
(7)議事録の作成	=	公募申請時に提出	評議員会運営規則	第16条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	評議員会運営規則	第11条
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の 3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第31条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第31条
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。	•			
(1)開催時期·頻度		公募申請時に提出	理事会運営規則	第2条
(2)招集権者		公募申請時に提出	理事会運営規則	第4条
(3)招集理由		公募申請時に提出	理事会運営規則	第16条
(4)招集手続		公募申請時に提出	理事会運営規則	第4、5条
(5)決議事項	·定款 ·理事会規則	公募申請時に提出	理事会運営規則	第16条
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	理事会運営規則	第8条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	理事会運営規則	第13条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会運営規則	第8条
●理事の職務権				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第3-9条及び別表
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規程	第3-18条
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬 等並びに費用に関する	公募申請時に提出	役員報酬等支給規程	第2-3条及び別表
(2)報酬の支払い方法	寺业UI-賞用I-関する 規程	公募申請時に提出	役員報酬等支給規程	第4-6条

●倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重		公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第10条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(4)利益相反等の防止及び開示	·倫理規程	公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること	・ハラスメントの防止に 関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第4-5条
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	··倫理規程	公募申請時に提出	助成・褒賞先行委員会規程	第7条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること	・理事会規則 ・役員の利益相反禁止 のための自己申告等に 関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則	公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること	- 専門家会議規則	公募申請時に提出	利益相反管理規程	第4-5条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第6-9条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第6-10条
(3)コンプライアンス達反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第7条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)		公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第4条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護に関する規程	第12条
● 組織(事務局)に関する規程				
組織(事務局)に関する規程(1)組織(業務の分掌)		公募申請時に提出	事務局規程	第2条および別紙
	事務局相程	公募申請時に提出 公募申請時に提出	事務局規程	第2条および別紙 第3条
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程			
(1)組織(業務の分掌)(2)職制	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(1)組織(業務の分掌)(2)職制(3)職責	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第3条 第4-5条
(1)組織(業務の分掌)(2)職制(3)職責(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第3条 第4-5条
(1)組織(業務の分掌)(2)職制(3)職責(4)事務処理(決裁)・職員の給与等に関する規程	事務局規程	公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出	事務局規程 事務局規程 事務局規程	第3条 第4-5条 第7-9条
 (1)組織(業務の分掌) (2)職制 (3)職責 (4)事務処理(決裁) ●職員の給与等に関する規程 (1)基本給、手当、賞与等 		公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出	事務局規程 事務局規程 事務局規程 ・	第3条 第4-5条 第7-9条 ・ 第2-11条および別表
 (1)組織(業務の分掌) (2)職制 (3)職責 (4)事務処理(決裁) ●職員の給与等に関する規程 (1)基本給、手当、賞与等 (2)給与の計算方法・支払方法 		公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出	事務局規程 事務局規程 事務局規程 ・	第3条 第4-5条 第7-9条 ・ 第2-11条および別表
(1)組織(業務の分掌) (2)職制 (3)職責 (4)事務処理(決裁) ●職員の給与等に関する規程 (1)基本給、手当、賞与等 (2)給与の計算方法・支払方法 ●文書管理に関する規程		公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出	事務局規程 事務局規程 事務局規程 事務局規程 給与規程 給与規程	第3条 第4-5条 第7-9条 第2-11条および別表 第8-10条
(1)組織(業務の分掌) (2)職制 (3)職責 (4)事務処理(決裁) ●職員の給与等に関する規程 (1)基本給、手当、賞与等 (2)給与の計算方法・支払方法 ● 文書管理に関する規程 (1)決裁手続き	給与規程	公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出	事務局規程 事務局規程 事務局規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第3条 第4-5条 第7-9条 : 第2-11条および別表 第8-10条 : 第6条
(1)組織(業務の分掌) (2)職制 (3)職責 (4)事務処理(決裁) ● 職員の給与等に関する規程 (1)基本給、手当、賞与等 (2)給与の計算方法・支払方法 ● 文書管理に関する規程 (1)決裁手続き (2)文書の整理、保管	給与規程	公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出	事務局規程 事務局規程 事務局規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第3条 第4-5条 第7-9条 ・ 第2-11条および別表 第8-10条 ・ 第6条 第7-11条
(1)組織(業務の分掌) (2)職制 (3)職責 (4)事務処理(決裁) ●職員の給与等に関する規程 (1)基本給、手当、賞与等 (2)給与の計算方法・支払方法 ●文書管理に関する規程 (1)決裁手続き (2)文書の整理、保管 (3)保存期間	給与規程	公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出	事務局規程 事務局規程 事務局規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第3条 第4-5条 第7-9条 ・ 第2-11条および別表 第8-10条 ・ 第6条 第7-11条
(1)組織(業務の分掌) (2)職制 (3)職責 (4)事務処理(決裁) ●職員の給与等に関する規程 (1)基本給、手当、賞与等 (2)給与の計算方法・支払方法 ●文書管理に関する規程 (1)決裁手続き (2)文書の整理、保管 (3)保存期間 ●情報公開に関する規程 以下の1~4・の書類が情報公開の対象に定められていること 1・定款 2・事業計画、収支予算 3・事業報告、賞借対照表及び損益計算書、財産目録 4・理事会、社員総会、評議員会の議事録 ●リスク管理に関する規程	給与規程 文書管理規程	公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出	事務局規程 事務局規程 事務局規程 事務局規程 統与規程 給与規程 於字規程 文書管理規程 文書管理規程 文書管理規程	第3条 第4-5条 第7-9条 ・ 第2-11条および別表 第8-10条 ・ 第6条 第7-11条 第8条および別表1
(1)組織(業務の分掌) (2)職制 (3)職責 (4)事務処理(決裁) ●職員の給与等に関する規程 (1)基本給、手当、賞与等 (2)給与の計算方法・支払方法 ● 文書管理に関する規程 (1)決裁手続き (2)文書の整理、保管 (3)保存期間 ●情報公開に関する規程 以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録 ●リスク管理に関する規程 (1)具体的リスク発生時の対応	給与規程 文書管理規程	公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出	事務局規程 事務局規程 事務局規程 事務局規程 統与規程 給与規程 於字規程 文書管理規程 文書管理規程 文書管理規程	第3条 第4-5条 第7-9条 ・ 第2-11条および別表 第8-10条 ・ 第6条 第7-11条 第8条および別表1
(1)組織(業務の分掌) (2)職制 (3)職責 (4)事務処理(決裁) ●職員の給与等に関する規程 (1)基本給、手当、賞与等 (2)給与の計算方法・支払方法 ●文書管理に関する規程 (1)決裁手続き (2)文書の整理、保管 (3)保存期間 ●情報公開に関する規程 以下の1~4・の書類が情報公開の対象に定められていること 1・定款 2・事業計画、収支予算 3・事業報告、賞借対照表及び損益計算書、財産目録 4・理事会、社員総会、評議員会の議事録 ●リスク管理に関する規程	給与規程 文書管理規程	公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出 公募申請時に提出	事務局規程 事務局規程 事務局規程 ・ 給与規程 ・ 給与規程 ・ 大書管理規程 ・ 文書管理規程 ・ 文書管理規程 ・ 文書管理規程 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	第3条 第4-5条 第7-9条 ・ 第8-11条および別表 第8-10条 ・ 第6条 第7-11条 第8条および別表1
(1)組織(業務の分掌) (2)職制 (3)職責 (4)事務処理(決裁) ●職員の給与等に関する規程 (1)基本給、手当、賞与等 (2)給与の計算方法・支払方法 ● 文書管理に関する規程 (1)決裁手続き (2)文書の整理、保管 (3)保存期間 ●情報公開に関する規程 以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録 ●リスク管理に関する規程 (1)具体的リスク発生時の対応	給与規程 文書管理規程 情報公開規程	公募申請時に提出	事務局規程 事務局規程 事務局規程 事務局規程 統与規程 総与規程 統与規程 文書管理規程 文書管理規程 文書管理規程 文書管理規程 、 情報公開規程	第3条 第4-5条 第7-9条 ・ 第2-11条および別表 第8-10条 ・ 第6条 第7-11条 第8条および別表1
(1)組織(業務の分掌) (2)職制 (3)職責 (4)事務処理(決裁) ●職員の給与等に関する規程 (1)基本給、手当、賞与等 (2)給与の計算方法・支払方法 ●文書管理に関する規程 (1)決裁手続き (2)文書の整理、保管 (3)保存期間 ●情報公開に関する規程 以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録 ●リスク管理に関する規程 (1)具体的リスク発生時の対応 (2)緊急事態の対応の方針 (4)緊急事態対応の手順	給与規程 文書管理規程 情報公開規程	公募申請時に提出	事務局規程 事務局規程 事務局規程 事務局規程 給与規程 給与規程 給与規程 大書管理規程 文書管理規程 文書管理規程 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	第3条 第4-5条 第7-9条 ・ 第2-11条および別表 第8-10条 ・ 第6条 第7-11条 第8条および別表1 ・ 第9条
(1)組織(業務の分掌) (2)職制 (3)職責 (4)事務処理(決裁) ●職員の給与等に関する規程 (1)基本給、手当、賞与等 (2)給与の計算方法・支払方法 ●文書管理に関する規程 (1)決裁手続き (2)文書の整理、保管 (3)保存期間 ●情報公開に関する規程 以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、賞借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録 ●リスク管理に関する規程 (1)具体的リスク発生時の対応 (2)緊急事態の範囲 (3)緊急事態の対応の方針 (4)緊急事態対応の手順	給与規程 文書管理規程 情報公開規程	公募申請時に提出	事務局規程 事務局規程 事務局規程 事務局規程 ・ 給与規程 給与規程 ・ 文書管理規程 文書管理規程 文書管理規程 ・ 「「「「「「「」」」 「「「」」」 「「」 「「 「「」 「「 「	第3条 第4-5条 第7-9条 ・ 第2-11条および別表 第8-10条 ・ 第6条 第7-11条 第8条および別表1 ・ 第9条 ・ 第14条 第14条 第15、19-22条
(1)組織(業務の分掌) (2)職制 (3)職責 (4)事務処理(決裁) ● 職員の給与等に関する規程 (1)基本給、手当、賞与等 (2)給与の計算方法・支払方法 ● 文書管理に関する規程 (1)決裁手続き (2)文書の整理、保管 (3)保存期間 ● 情報公開に関する規程 以下の1.~4の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業制合、貨借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録 ● リスク管理に関する規程 (1)具体的リスク発生時の対応 (2)緊急事態の範囲 (3)緊急事態の対応の方針 (4)緊急事態が応の手順 ● 経理に関する規程 (1)区分経理	給与規程 文書管理規程 情報公開規程	公募申請時に提出	事務局規程 事務局規程 事務局規程 事務局規程 給与規程 給与規程 於字規程 文書管理規程 文書管理規程 文書管理規程 文書管理規程 文書管理規程 文書管理規程 「 「 「 「 「 「 「 「 」 「 」 、 「 」 、 「 」 、 「 」 、 「 」 、 「 」 、 「 」 、 「 」 、 「 」 、 「 」 、 「 」 、 「 」 、 「 」 、 「 」 、 「 」 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	第3条 第4-5条 第7-9条 : 第2-11条および別表 第8-10条 第6条 第7-11条 第8条および別表1 : 第7条 第14条 第14条 第18条 第15、19-22条 : 第5条
(1)組織(業務の分掌) (2)職制 (3)職責 (4)事務処理(決裁) ●職員の給与等に関する規程 (1)基本給、手当、賞与等 (2)給与の計算方法・支払方法 ●文書管理に関する規程 (1)決裁手続き (2)文書の整理、保管 (3)保存期間 ●情報公開に関する規程 以下の1~4・の書類が情報公開の対象に定められていること 1・定献 2・事業計画、収支予算 3・事業制を、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4・理事会、社員総会、評議員会の議事録 ●リスク管理に関する規程 (1)具体的リスク発生時の対応 (2)緊急事態の範囲 (3)緊急事態の範囲 (3)緊急事態のが応の方針 (4)緊急事態対応の手順 ●経理に関する規程 (1)区分経理 (2)会計処理の原則	給与規程 文書管理規程 情報公開規程	公募申請時に提出	事務局規程 事務局規程 事務局規程 事務局規程 ・ 給与規程 給与規程 ・ 文書管理規程 文書管理規程 文書管理規程 ・ 「「「「「「「」」」 「「「」」」 「「」 「「 「「」 「「 「	第3条 第4-5条 第7-9条 ・ 第2-11条および別表 第8-10条 ・ 第6条 第7-11条 第8条および別表1 ・ 第9条 ・ 第14条 第14条 第18条
(1)組織(業務の分掌) (2)職制 (3)職責 (4)事務処理(決裁) ● 職員の給与等に関する規程 (1)基本給、手当、賞与等 (2)給与の計算方法・支払方法 ● 文書管理に関する規程 (1)決裁手続き (2)文書の整理、保管 (3)保存期間 ● 情報公開に関する規程 以下の1.~4の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貨借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録 ● リスク管理に関する規程 (1)具体的リスク発生時の対応 (2)緊急事態の範囲 (3)緊急事態の対応の方針 (4)緊急事態対応の手順 ● 経理に関する規程 (1)区分経理	給与規程 文書管理規程 情報公開規程	公募申請時に提出	事務局規程 事務局規程 事務局規程 事務局規程 給与規程 給与規程 於字規程 文書管理規程 文書管理規程 文書管理規程 文書管理規程 文書管理規程 文書管理規程 「 「 「 「 「 「 「 「 」 「 」 、 「 」 、 「 」 、 「 」 、 「 」 、 「 」 、 「 」 、 「 」 、 「 」 、 「 」 、 「 」 、 「 」 、 「 」 、 「 」 、 「 」 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	第3条 第4-5条 第7-9条 : 第2-11条および別表 第8-10条 第6条 第7-11条 第8条および別表1 : 第7条 第14条 第14条 第18条 第15、19-22条 : 第5条
(1)組織(業務の分掌) (2)職制 (3)職責 (4)事務処理(決裁) ●職員の給与等に関する規程 (1)基本給、手当、賞与等 (2)給与の計算方法・支払方法 ●文書管理に関する規程 (1)決裁手続き (2)文書の整理、保管 (3)保存期間 ●情報公開に関する規程 以下の1~4・の書類が情報公開の対象に定められていること 1・定数 2・事業計画、収支予算 3・事業制を、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4・理事会、社員総会、評議員会の議事録 ●リスク管理に関する規程 (1)具体的リスク発生時の対応 (2)緊急事態の範囲 (3)緊急事態の範囲 (3)緊急事態の対応の方針 (4)緊急事態対応の手順 ●経理に関する規程 (1)区分経理 (1)区分経理 (2)会計処理の原則	給与規程 文書管理規程 情報公開規程	公募申請時に提出	事務局規程 事務局規程 事務局規程 事務局規程 ・ 給与規程 ・ 給与規程 ・ ・ 大書管理規程 ・ 文書管理規程 ・ 文書管理規程 ・ 大書管理規程 ・ ・ 「情報公開規程 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	第3条 第4-5条 第7-9条 : 第2-11条および別表 第8-10条 : 第6条 第7-11条 第8条および別表1 第9条 第14条 第14条 第18条 第15、19-22条 : 第5条
(1)組織(業務の分掌) (2)職制 (3)職責 (4)事務処理(決裁) ● 職員の給与等に関する規程 (1)基本給、手当、賞与等 (2)給与の計算方法・支払方法 ● 文書管理に関する規程 (1)決裁手続き (2)文書の整理、保管 (3)保存期間 ● 情報公開に関する規程 以下の1~4の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録 ● リスク管理に関する規程 (1)具体的リスク発生時の対応 (2)緊急事態の範囲 (3)緊急事態の対応の方針 (4)緊急事態が応の手順 ● 経理に関する規程 (1)区分経理 (2)会計処理の原則 (3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別	総与規程 文書管理規程 情報公開規程	公募申請時に提出	事務局規程 事務局規程 事務局規程 事務局規程 ・ 給与規程 ・ 給与規程 ・ 大書管理規程 ・ 文書管理規程 ・ 文書管理規程 ・ ・ 「 大力管理規程 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	第3条 第4-5条 第7-9条 ・ 第2-11条および別表 第8-10条 ・ 第6条 第7-11条 第8条および別表1 ・ 第9条 ・ 第14条 第18条 第15、19-22条 ・ 第5条 第9条
(2)職制 (3)職責 (4)事務処理(決裁) ●職員の給与等に関する規程 (1)基本給、手当、賞与等 (2)給与の計算方法・支払方法 ● 文書管理に関する規程 (1)決裁手続き (2)文書の整理、保管 (3)保存期間 ●情報公開に関する規程 以下の1.~4の書類が情報公開の対象に定められていること 1.定数 2.事業計画、収支予算 3.事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4.理事会、社員総会、評議員会の議事録 ●リスク管理に関する規程 (1)具体的リスク発生時の対応 (2)緊急事態の範囲 (3)緊急事態の範囲 (3)緊急事態が応の方針 (4)緊急事態対応の手順 ●経理に関する規程 (1)区分経理 (2)会計処理の原則 (3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別 (4)勘定科目及び帳簿	総与規程 文書管理規程 情報公開規程	公募申請時に提出	事務局規程 事務局規程 事務局規程 事務局規程 給与規程 給与規程 松子規程 大書管理規程 文書管理規程 文書管理規程 文書管理規程 大書管理規程 大書管理規程 大書管理規程 大書管理規程 大書管理規程 大書管理規程 大書管理規程 大書管理規程 大子管理規程 リスク管理規程 リスク管理規程 リスク管理規程 リスク管理規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第3条 第4-5条 第7-9条 第2-11条および別表 第8-10条 第6条 第7-11条 第8条および別表1 第9条 第15、19-22条 第15、19-22条 第5条 第9条 第6・22条
(2)職制 (3)職責 (4)事務処理(決裁) ●職員の給与等に関する規程 (1)基本給、手当、賞与等 (2)給与の計算方法・支払方法 ●文書管理に関する規程 (1)決裁手続き (2)文書の整理、保管 (3)保存期間 ●情報公開に関する規程 以下の1、4・4の書類が情報公開の対象に定められていること 1・定款 2・事業計画・収支予算 3・事業報告・貸借対照及及び損益計算書、財産目録 4・理事会、社員総会、評議員会の議事録 ●リスク管理に関する規程 (1)具体的リスク発生時の対応 (2)緊急事態の範囲 (3)緊急事態のが応の方針 (4)緊急事態対応の手順 ●経理に関する規程 (1)区分経理 (2)会計処理の原則 (3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別 (4)勘定科目及び帳簿 (5)金銭の出納保管	総与規程 文書管理規程 情報公開規程	公募申請時に提出	事務局規程 事務局規程 事務局規程 事務局規程 ・ 給与規程 給与規程 ・ 文書管理規程 文書管理規程 文書管理規程 ・ 文書管理規程 ・	第3条 第4-5条 第7-9条 ・ 第2-11条および別表 第8-10条 ・ 第6条 第7-11条 第8条および別表1 ・ ・ 第14条 第14条 第15、19-22条 ・ 第5条 第9条 第6・22条 第8、10条